

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)について

公文書の意義

- ◎公文書は教訓を学び、未来の国民に対する説明責任を果たす国民の貴重な共有財産
- ◎公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは国の重要な責務

文書管理をめぐる状況

不適切な文書管理

- 文書保存期間満了前の文書の誤廃棄
(「とわだ」の航泊日誌)
- 文書の倉庫への放置
(C型肝炎関連資料)
(整備審査会議の議事録)
- 文書の未作成

- ✓文書管理の運用は各府省任せ
- ✓歴史的存在である公文書への職員の意識が希薄。文書管理のスキルも不十分

国立公文書館の現状

国立公文書館への移管が進まない

- ✓協議が整わないと移管が行えない
- ✓保存期限の延長措置の繰り返し
- ✓国立公文書館に国が保有している文書以外の取得権限がない

適切な公文書等の管理体制の確立

文書の管理について法的な規律を明確にし

◎以下の事項について、法律で規定

- 目的規定において、公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置付け
- 法律や政令等に基づき共通のルールで策定された文書管理規則により文書を管理すること
- 「行政機関の経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績」を「合理的に跡付け・検証することができるよう」文書を作成すること
- 保存期間が満了した文書のうち、歴史公文書等は原則、国立公文書館等に移管すること
- 保存期間が満了した文書を廃棄しようとするときは、内閣総理大臣の事前同意を得なければならないこと
- 各府省から文書の管理状況を毎年度、報告させるとともに、管理に改善が必要な場合、公文書管理委員会の意見を聴いて勧告を行うなどの監視機能を内閣府に付与
- 国立公文書館へ移管する文書の対象を独立行政法人等の文書に拡大
- 文書管理に関する事務を内閣府に一元化するとともに、必要な機能を加えた国立公文書館の専門的知見を活用(内閣府設置法及び国立公文書館法の改正)

施行：公布後2年以内(平成23年4月目途。一部先行)

公文書等の管理に関する法律のポイント

各府省

内閣府

公文書管理委員会
※内閣府に設置

ポイント1

統一的管理ルールを法令で規定

・作成基準(4条) 保存期間基準(5条1項・3項) 管理簿の記載事項(7条)等

政令案・規則案の
諮問(29条1号・2号)

調査・審議
(28条、30条)

答申

統一ルールに基づき、各府省の文書
管理規則の案を作成(10条)

同意

事前協議(10条3項)

各府省の文書管理規則

ポイント4(1)

外部有識者の知見 の活用

・公文書管理委員会
の新設
(28条1項)

ポイント2

レコードスケジュールの導入
・移管か廃棄かをできるだけ早期に設定(5条5項)
・歴史資料として重要な行政文書ファイル等はすべて移管(8条1項)

作成(4条)

整理
(保存期間、移管
or廃棄等を設定)
(5条)

保存期間、移管
or廃棄等の設
定を管理簿に記
載
・公表(7条)

保存(6条)
(集中管理の推進)

定期的な管理状況の把握(9条1項)

ポイント3

コンプライアンスの確保

・府省内の管理状況の報告の義務付け(9条1項)
・内閣府による実地調査制度、
勧告制度の新設
(9条3項、31条)

報告(9条1項)

・特別の報告聴取(9条3項)
・実地調査(9条3項)

勧告案の諮問(29条3号)

調査・審議
(28条、30条)

勧告(31条)

答申

同意
事前協議(8条2項)

専門的助言
(国立公文書館法11条1項4号)

調査・審議
(28条、30条)

実地調査(9条4項)

情報公開請求
(情報公開法)

中間書庫による保存
(国立公文書館法11条
1項2号・3項2号)

国立公文書館

ポイント4(2)

国立公文書館の機能強化

・専門的助言制度の拡充(国立公文書館法11条1項4号)
・国立公文書館による実地調査制度の新設(9条4項)

異議申立て[利用制限に不服があるとき](21条1項)

諮問(21条2項)

答申

国民

永久に保存
(15条)

利用
(16条)

ポイント5

歴史公文書等の利用促進

・利用請求権の新設(16条)
・デジタルアーカイブ化の推進(23条)
・独法文書も国立公文書館に移管(11条4項)

公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議

(平成二十一年六月十日 衆議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。

二 公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための公文書管理担当機関の在り方について検討を行うこと。

三 行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、一定の期間が経過した行政文書に関しその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）を各行政機関に導入することについて検討を行うこと。

四 国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るといふ本法の趣旨にかんがみ、軽微性を理由とした恣意的な運用のなされることのないよう、万全を期すること。

五 公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者の適切な連携が確保されるよう万全を期すること。

六 公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。

七 既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。

八 国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとすべきとする「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとすること。

九 本法に基づく政令等の制定・改廃の過程及び公文書の管理・利活用に関して、十分に公開し、多くの専門的知見及び国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

十 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第十六条に規定する「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客観性を担保する方策を検討すること。

十一 特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。

十二 公文書の電子化の在り方を含め、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。

十三 刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。

十四 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを踏まえ、これを可能とするための支援を検討すること。

十五 宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

〔平成二十一年六月二十三日
参議院内閣委員会〕

公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議

政府は、公文書等が、国民共有の知的資源であり、その適切な管理、体系的な保存及び利用制度の整備が、国の基本的な責務・機能であるとともに、将来の発展への基盤であることを深く認識して、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。

二、国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るといふ本法の趣旨にかんがみ、外交・安全保障分野も含む各般の政策形成過程の各段階における意思決定に関わる記録を作成し、その透明化を図ること。また、軽微性を理由とした文書の不作成が恣意的に行われないようにするとともに、文書の組織共用性の解釈を柔軟なものとし、作成後、時間を経過した文書が不必要に廃棄されないようにすること。

三、行政機関の政策決定並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするため、行政機関による委託事業に係る元データが確実に取得される仕組みを検討すること。

四、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、作成から一定期間が経過した行政文書をその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）の各行政機関への導入について検討を行うこと。

五、保存期間の満了により廃棄される行政文書の量が膨大なものであることを踏まえ、廃棄に係る行政文書の内容の審査等に要する内閣総理大臣の補佐体制を強化すること。

六、公文書の管理・利活用に関する情報を十分に公開し、その在り方について多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

七、特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。

八、公文書の電子化の在り方を含め、セキュリティのガイドラインの策定、フォーマットの標準化及び原本性確保等の技術的研究を推進し、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。

九、国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとすべきとする「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとする。

十、特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第十六条に規定する「行政機

関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客観性と透明性を担保する方策を検討すること。

十一、宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

十二、本法に基づく政令等の制定・改廃に際しては、十分に情報を公開し、多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

十三、公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。また、諸外国における公文書管理体制の在り方を踏まえ、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。

十四、既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。また、国民共有の知的資源を永く後世に伝えるため、特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制を整備すること。

十五、本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。

十六、一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置されることを可能とする環境の整備について検討すること。

十七、刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。

十八、附則第十三条第一項に基づく検討については、行政文書の範囲をより広げる方向で行うとともに、各行政機関における公文書管理の状況を踏まえ、統一的な公文書管理がなされるよう、公文書管理法制における内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても十分検討すること。

十九、公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための司令塔として公文書管理に係る政策の企画・立案及び実施を担当する部局及び機構の在り方について検討を行うこと。

二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。

二十一、公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者が適正かつ円滑に実施されるよう万全を期すること。

右決議する。